

近鉄友の会〈会則〉を十分お読みいただいた上お申し込みください。

近鉄友の会〈会則〉

株式会社 近鉄友の会

第1条 名称等

本会の名称は近鉄友の会（以下本会という）と称します。本会は大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号所在の株式会社近鉄友の会が運営します。

第2条 目的

本会は、株式会社近鉄百貨店の各店をご愛顧くださる日本国内居住の個人の会員によって組織され、お買物等の便宜と会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条 特典

- （1）会員はボーナス等の特典を受けられるほか、随時本会が企画する各種行事にも参加できます。
- （2）本会の特典を受けられる会員は、毎月継続して会費をお払い込みの会員に限ります。

第4条 入会、積立方法及び領収証の発行

- （1）本会へご入会希望のお客様は入会申込書に、予約金として1回分の会費相当額を添えてお申し込みいただき、本会が入会を認めたときに入会並びに契約成立とします。なお、契約成立をもって予約金は第1回分の会費に充当されます。
- （2）会費は、下表に記載されている内容に基づき本会へ現金でお払い込みください。なお、積立途中でのコース変更及び契約金額の変更はできません。

コース名	1口の契約金額 (積立金総額)	毎月の会費	ボーナス	満期受取額 (会員証カード)	積立の期間 及び回数	対 象 店
3,000円コース	36,000円	3,000円	3,000円	39,000円	1ヵ年12回	草津店・四日市店
5,000円コース	60,000円	5,000円	5,000円	65,000円	1ヵ年12回	全 店
10,000円コース	120,000円	10,000円	10,000円	130,000円	1ヵ年12回	全 店
30,000円コース	360,000円	30,000円	30,000円	390,000円	1ヵ年12回	全 店

払込方法及び払込期限

- ①ご来店払い 毎月末日まで ②預貯金口座自動振替 毎月5日
- （3）会費を預貯金口座自動振替される方は、預貯金口座振替規定をご了承の上、所定の用紙でお申し込みください。なお、事務手数料として会員証カード1枚につき毎年1回500円（税込み）を会費と合わせて口座振替させていただきます。
- （4）お払い込みされた会費については、所定の領収証を会費お払い込みの都度発行します。預貯金口座自動振替ご利用の場合は、通帳記帳をもってかえさせていただきます。領収証は、会員証カードへの登録が終了するまで保管願います。
- （5）銀行（金融機関）等への預金と異なり、お払い込みされた会費には、利息は発生いたしません。

第5条 会則の交付・再交付

- （1）本会は、入会申し込みの際に、この会則を入会ご希望のお客様に書面により交付します。この会則は、契約条件等が記載されたものですので、大切に保管してください。
- （2）この会則を紛失等された場合には、お申し出により、速やかにこの会則を再交付いたします。
- （3）会則の変更について、会員一般の利益に適合するときや、契約の目的に反せず、かつ必要性等その内容が合理的なものであるときは、本会はこの会則を変更できるものとします。
- （4）本会は前項による会則の変更にあたり、変更後の会則の効力発生日の1ヵ月前までに、会則を変更する旨及び変更後の会則の内容とその効力発生日を本会ホームページ等で掲示します。

第6条 会員証カード（会員証兼お買物カード）

- （1）契約成立とともに会員になられた方には会員証カードをお渡しします。会員証カードは、第9条に規定される所定の手続き後に、商品等とお引換えできるお買物カードとしてのご利用ができるようになります。解約の際、又は解約後商品等にお引換えになられて残高が0円になった際は、会員証カードを本会窓口にご返却ください。なお、お渡しした会員証カードは他人への譲渡はできません。また、商品等にお引換えになるまで盗難、紛失等に十分ご注意の上大切に保管してください。
- （2）会員証カードの盗難、紛失又は破損の場合には、速やかに本会へお届けください。所定の手続きにより、会員証カードを再発行いたします。その場合、再発行1件につき315円（税込み）の手数料をいただきます。なお、旧会員証カードは無効とします。また、会員証カードの盗難、紛失のお届け前のご利用に関しては、原則、会員にご負担いただくことになります。

第7条 本人確認

各種手続きにおいて、本会が必要と認めた場合には、会員ご本人を証明するもの（運転免許証等の公的書類）の提示を求めることがあります。また、会員ご本人以外の方が各種手続きをされる場合は、委任状等の本会が定める書類をご提出していただきます。

第8条 住所変更等の届け出

入会の際に届け出た住所、氏名、電話番号、預金口座等についてご変更があった場合は、速やかに本会まで届け出てください。この届け出がない場合には、本会への届け出済みの内容に従って本会が発した通知は、会員に到達したものとみなします。また、住所等が変更となり本会に届け出がない場合には、会員証カードへの登録等ができない場合もありますのでご注意ください。

第9条 会費完納と会員証カードへの登録等

- （1）会費の完納とは、第4条の表に記載する毎月の会費を積立期間の最終月まで毎月継続して、契約金額に至るまで払い込みになることを言い、満期は、最終の払い込み期限とします。満期のご案内は、払い込み方法が、本会窓口ご来店の場合には最終払い込み時に本会窓口にて、預貯金口座自動振替ご利用の場合には、郵送にて行います。
- （2）会費完納及び満期後に、契約金額にボーナスを加えた額（満期受取額）を所定の手続きにより会員証カードに登録を行い、お買物カードとしてご利用いただけるようにいたします。会員証カードは、商品等にお引換えになるまで盗難、紛失に十分ご注意のうえ大切に保管してください。また、スマートフォンアプリによるバーコード決済も可能ですがその際は、近鉄グループホールディングスによる「KIPSアプリ」を会員様ご自身にてお手持ちのスマートフォンにダウンロードをお願いいたします。
- （3）会員証カードへの登録は、会費完納及び満期後1ヵ月以内の一定日以降に所定の手続き（会員証カード及び本人確認書類の提示）により本会窓口にて行います。なお、入会月から12ヵ月以内に会費完納の場合、満期月の翌月1日に満期受取額を自動的に会員証カードに登録します。
- （4）会員は、会員証カードを安全にご利用いただくために、お買物ご利用限度額を設定することができます。なお、詳細については本会窓口へお問い合わせください。
- （5）本会は、違法又は不正な目的による会員証カードの利用のおそれがあるときは、一時的に会員証カードの利用を停止する場合があります。

第10条 継続入会

本会に継続してご入会を希望される場合の手続きは次のとおりとします。

- （イ）払込方法がご来店払いの場合
継続入会申込書に、予約金として1回分の会費相当額を添えてお申込みいただき、本会が継続入会を認めたときに契約成立とし予約金は1回分の会費に充当します。
- （ロ）払込方法が預貯金口座自動振替ご利用の場合
本会での条件を満たす場合、継続意思確認の手続きを所定の期間内に郵送もしくはオンラインで行っていただくことで、継続入会のお申し込みとさせていただきます。その場合、預貯金口座からの初回会費の振替をもって契約の成立とさせていただきます。但しご来店によるお手続きの場合はこの限りではありません。

第11条 商品引換え等

会員証カードまたは近鉄グループホールディングスによる「KIPSアプリ」内にある、近鉄友の会のバーコードをご提示いただければ、近鉄百貨店における取扱い商品等のうち、満期受取額から商品等をお引換えになられた残高の範囲内で商品等とお引換えします。ただし、次の商品等のご利用除外となります。
近鉄グループ商品券、全国百貨店共通商品券、近鉄ギフトカード、百貨店ギフトカード、各種ギフト券類（食品ギフト券・図書カード・テレホンカードほか）、金・銀・プラチナの地金類、たばこ、印紙、郵便切手、郵便ハガキ、宝くじ、旅行代金等のチケット類および各店で特に指定したものにはご使用になれません。
また、会員証カードのお買物可能残高は、お買上時のレシートに記載されるほか、「近鉄百貨店アプリ」でも残高確認が可能です（ただし、「近鉄百貨店アプリ」でご確認いただけるのは前日の残高です。）。詳しくは本会窓口へお問い合わせください。

第12条 解約等

- （1）この契約は、会員のお申し出により、解約することができます。
 - （イ）積立期間満了前の場合には、既にお払い込みの会費に相当する額の現金を本会から受領することができます。
 - （ロ）積立期間満了後の場合には、それまでに商品等に引換えた会員証カードの残高からボーナス部分を差し引いた金額を現金で本会から受領することができます。（従って、ボーナス部分を享受できないことになります。）
- （2）本会は会員が次のいずれかに該当したときは、会員に通知することにより、会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
 - ①第2回目以降の会費のお払い込みについて、本会の定める期間（払い込み期日より1ヵ月）を超えて遅滞されたため、本会から20日以上相当の期間を定めて、その払い込みを書面にて催告したにもかかわらず、その期間内にお払い込みがなかった場合。
 - ②入会申込書その他の届出に虚偽の記載があった場合。

- ③ 本会則のいずれかに違反した場合。
- ④ 第三者への譲渡転売その他不正の目的での入会であると本会が判断した場合。
- ⑤ 暴力団、総会屋等またはこれらに準じる反社会的勢力の構成員または準構成員である等の関わり合いがあることが判明した場合。
- ⑥ その他会員として不適格であると本会が判断した場合。
- (3) 会員は、本会が営業の廃止、許可の取消等割賦販売法の規定に該当することとなったとき、その他本会の責に帰すべき事由によって、入会の目的を達することが不可能になった場合には、解約することができます。
- (4) 解約手続きは、ご本人確認のため、原則として本会窓口にて行います。その際には、会員証カードと会員ご本人を証明するもの（運転免許証等の公的書類）が必要となります。また、会員ご本人以外の方が手続きをされる場合は、委任状等の本会が定める書類をご提出していただきます。

第13条 解約に伴う会費等の精算

(1) 会員が前条(1)又は(2)により解約されたときの精算は、(1)の解約のお申し出の日又は(2)の催告期間の終了の日から45日以内（この項において「解約精算期間」といいます。）に行わせていただきます。なお、既にお払い込みの会費の額を請求する権利は、解約精算期間経過後5年間請求がない場合には消滅するものとします。

- (2) 会員が前条(3)により解約されたときは、(イ)積立期間満了前の場合には、既にお払い込みの会費の額、及びその額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金を、(ロ)積立期間満了後の場合には、商品等にお引換えされていない会員証カード残高及びその額からボーナス相当分を除いた額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金を、遅滞なく本会から受領することができます。
- (注) なお(ロ)に於いて、ボーナス相当分の額は、商品等にお引換えされていない会員証カード残高にボーナス付与割合を勘案して1/13を乗じた額（1円未満切捨て）として計算させていただきます。

第14条 営業保証金及び前受金保全措置等

(1) 本会は、割賦販売法に基づき、会員がお払い込みの会費及び契約金額に相当する商品等にお引換えされていない会員証カードへの登録残高の合計額の1/2に相当する額について、前受金保全措置を講じることが義務づけられており、次の機関と営業保証金の供託及び供託委託契約の締結により前受金保全措置を講じています。

営業保証金 大阪法務局 大阪市中央区谷町2丁目1番17号

供託委託契約の受託者 日本割賦保証株式会社 東京都港区虎ノ門1丁目13番3号
株式会社三菱UFJ銀行 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号
三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
株式会社百五銀行 三重県津市岩田21番27号
株式会社京都銀行 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
株式会社あおぞら銀行 東京都千代田区麹町6丁目1番地1

ただし、上記の機関については、本会の都合により変更する場合がありますので、ご確認に際しては、本会窓口まで直接お問い合わせください。

- (2) 会員は、既にお払い込みの会費又は商品等にお引換えされていない会員証カードへの登録残高について、割賦販売法に基づき、営業保証金又は前受業務保証金から弁済を受けることができます。

第15条 個人情報の利用等

- (1) 本会は、本会則に基づき、商品の売買の取次ぎ業務及び会員あての各種ダイレクトメール等での営業のご案内のため、個人情報（入会の際に届出いただいた住所、電話番号、氏名、生年月日、会員番号、コース名、前受金残高、メールアドレス、会員証カードの利用状況等に関する情報）を、近鉄友の会ホームページに公表するプライバシーポリシー（<https://www.kintetsu-tomonokai.com/membership/privacy.html>）に基づき、安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定をした上で収集・利用します。
- (2) 本会は、会員からお預かりしている個人情報を、情報処理等のため必要な範囲内で業務委託先に提供することがあります。また近鉄百貨店及び近鉄グループ各社は、会員あてに各種ダイレクトメール等での営業のご案内、販売業務やこれに付随する商品情報告知等のサービス提供業務、お買いあげ商品やお忘れ物についての問合せ、照会対応・連絡に関する業務、マーケティング調査に関する業務、会員の安全・安心に関わる業務のため、会員の同意の上で、個人情報を共同利用します。ただし、会員は本会に対し、このような利用目的のための個人情報の提供の中止を求めることができます。また、会員ご本人の同意がある場合、法令の規定に基づく場合、人の生命身体または財産の保護のために必要な場合等を除き、第三者に会員の個人情報を提供いたしません。
- (3) 会員は、本会に対し、会員ご自身の個人情報を開示するように求めることができ、開示請求により、会員ご自身の個人情報の内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合には、会員は本会に対し、訂正等を求めることができます。また、個人情報保護法上の手続違反があった場合には、利用停止を求めることができます。

第16条 反社会的勢力の排除

- (1) 会員は、会員が現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものといたします。
 - ① 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ② 暴力団準構成員
 - ③ 暴力団関係企業の役職員
 - ④ 総会屋、会社ゴロ等
 - ⑤ 社会運動・政治活動等標ぼうゴロ
 - ⑥ 特殊知能暴力集団等
 - ⑦ 前各号の共生者
 - ⑧ 日本政府、外国政府、国際機関等が製剤制裁の対象として指定する者
 - ⑨ その他前各号に準じる者
- (2) 会員は、自らまたは第三者を利用して本会または本会の提携先（以下、「本会等」と表記）に対し、次の各号のいずれかに該当する行為を行っていないことを表明し、かつ将来にわたっても行わないことを確約するものといたします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて本会等の信用を毀損し、または本会等の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる者
- (3) 本会は、会員が(1)、(2)に違反していると疑われる場合には、会員証カードの利用を一時停止できるものとします。また、本会は、会員に対し当該事項に関する報告を求めることができるものとし、当該事項が事実であると判明した場合または合理的期間内に報告書の提出がない場合は、会員資格を取り消すことができるものとします。

第17条 営業地域

本会の営業地域は次のとおりとします。
大阪府、奈良県、和歌山県、三重県および滋賀県

第18条 友の会に関するご相談窓口

本会に関するお問い合わせ、苦情および各種ダイレクトメール等での営業のご案内の中止の申出や個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせは、ご入会された友の会窓口にて承ります。

近鉄百貨店内友の会窓口

本店 (あべのハルカス)	大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1-43	(06)6624-1111	上本町店	大阪市天王寺区上本町6丁目1-55	(06)6775-1111
奈良店	奈良市西大寺東町2丁目4-1	(0742)33-1111	橿原店	橿原市北八木町3丁目65-11	(0744)25-1111
生駒店	生駒市谷田町1600番地	(0743)74-5511	和歌山店	和歌山市友田町5丁目18番地	(073)433-1122
草津店	草津市洪川1丁目1番50号	(077)564-1111	四日市店	四日市市諏訪栄町7番34号	(059)354-7294

(許可番号)

経済産業大臣許可 友第5002号

(適用時期)

この会則は令和8年9月1日から適用します。